

サブテーマ:防災拠点と防災訓練の実態と課題について

1 他都市の取り組み

【名古屋市】地域防災計画<地震災害対策編>

p.4 「地域防災拠点と、避難所の立て分け」

(p.58) 地域防災拠点は、小学校 262 か所を指定し「災害救助地区本部」という機能を与え、役割としては、地域情報の収集、行政情報の伝達。

これと別に、住家に被害を受けたもの等を一時収容・保護するために開設するとして「避難所」を設定。公立学校のほか、コミュニティセンター、生涯学習センター、スポーツセンターを想定。

p.5 「体系図」

(p.59) 発災時の市災害対策本部から福祉避難所までの、役割分担や配置関係がイメージしやすい。

【大阪市】地域防災計画<震災対策編>

p.9 「避難路の指定」

(p.34)

p.11 「4つの拠点の立体的な位置づけ」

(p.36) 都市施設の防災機能の強化の項で、中枢防災活動拠点～コミュニティ防災活動拠点と、4つの拠点を考え、市庁舎、市立病院、浄・配水場、広域避難場所から小中学校、公園までを被災時の拠点として立体的に位置づけしている。

p.12 「震災時における最低限の都市機能の考え」

(p.37) 防災活動拠点の整備の項に、ウ 防災上安全な街区の形成として、区役所、消防署を中心に震災時における最低限の都市機能を維持できる街区の形成に努めるという考え方が示されている。

p.15 「避難者収容業務実施細目」

(p.153) 定めにより運営実務の基本形がわかる。

【京都市】地域防災計画<震災対策編>

p.21 「京都市自主防災組織推進要綱」

(p.109) おおむね学区単位の組織を育成している

p.22 「自主防災組織としての防災計画の策定」

(p.110) 地域の危険箇所点検と、それへの対策を講ずることとしている。

p.24 「避難の組織的实施」

(p.125) 「避難システム」という考え方の下、避難は組織的に行うものとしている。被災時は自主防災組織ごとに周知された集合場所に参集し安否確認することとしている。避難路指定あり。

p.38 「避難者・避難所データベースの作成の明記」

(p.241)

【神戸市】地域防災計画＜地震対策編＞

p.42 「段階避難方式」

(p.132) 「避難システム」を定め「段階避難方式」を採用。

避難路は安全な避難路を任意に選ぶ自由避難方式。

避難行動は、地域や防災福祉コミュニティごとに一団となつて行う。

一時避難場所が危険となり移動することも想定。

p.48 「一時避難場所」「指定収容避難所」

(p.138) 地震発生直後の危険を回避する場所として、屋外空間を「一時避難場所」と設定。

その後地震による大規模火災等の危険要因が去った後の避難所として屋内空間を「指定収容避難所」と設定。

p.49 「指定収容避難所の運営」

(p.139) 指定収容避難所の運営は、将来的には地域の防災福祉コミュニティが自主運営するが、困難な場合は市職員が運営すると記載。

避難所運営に必要な細々とした物品についての記載あり。

被災者情報を管理するためのPCソフト「こうべ防災ネット」が導入されている。

(但し更新期を迎えている)

地域防災計画＜安全都市づくり推進計画＞

p.57 「震災の教訓」

(p.56) 日頃から市民になじまれていることがいざという時に役立つというのが震災の教訓とし、公園や地域福祉センターをコミュニティ育成、防災拠点づくりに生かそうとしている。

p.58 「防災福祉コミュニティづくり」

(p.57) 地域の工場等の技術、資機材を災害時の資源と意識し、民間事業者を巻き込んだ防災福祉コミュニティづくりを推奨。

同様に、小売店・商店街を日常的に支援することが、災害時の生活支援拠点機能強化につながるとしている。

p.59 「ガソリンスタンドの活用」

(p.58) ガソリンスタンドの堅牢性に着目し、燃料供給、防災資機材の貸し出し拠点としての協力店を募集・登録している。

2 議論のイメージ

減災対策推進のための防災拠点のあり方

